

## 【単位地域(大阪府B)】法人タクシーの登録手続一覧表

(  色付の項目の書類は、会社でそろえるもの)

種別		提出(提示)書類							手数料	
1)はじめて登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	—	講習修了証の 写し	住民票の写し ※2	4,000円
2)登録の取消し処分後に再び登録 するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	—	講習修了証の 写し	住民票の写し ※2	4,000円
【(6)②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません。】										
3)運転免許の停止(40日以上) 及び運転免許証の失効により登 録が消除され再び登録するとき		運転免許証	申請用写真	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用条件証明 書	運転経歴書 (第三号様式) ※4	—	住民票の写し ※2	4,000円
【(6)の手続きが終了していない場合は、登録できません。】										
4)運転免許証を更新したとき		(更新済み) 運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—	—	—	1,300円
5)事業者を変ったとき (大阪単位地域内に限る。)		—	申請用写真	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	旧事業者から運転者証が返納 されていることが必要		2,000円
6)運転免許の失 効又は停止処 分を受けたとき *再登録時は (2)を参照	①全ての場合に 必要	*運転免許の停止に係るものは処分通知書又 はその写し			登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で届出が7日以上遅 れている場合は、届出遅れの本人の理由書				
	②失効及び40 日以上の免停 の場合は①に 加えて必要	—	運転者証	運転者証返納 届出書 (社印必要)	運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で運転者証の返納が7 日以上遅れている場合は、返納遅れの事業者の理由書					
7)運転者証を紛失したとき		運転免許証	申請用写真	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	てん末書(その事実を証する書面)			2,000円
8)住所が変わったとき		—	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—	—	住民票の写し ※2	—	
9)氏名が変わったとき		(氏名変更済) 運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—	住民票の写し ※2	1,300円	
10)運転者証を損じたり、汚したとき		運転免許証	申請用写真	(損じ、汚した) 運転者証	—	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—	—	2,000円	
11)運転免許の種 類や番号が変 わったとき	①有効期限が変 わったとき	(新規変更済) 運転免許証	申請用写真	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—	—	1,300円	
	②有効期限が変 わらないとき	(新規変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—	—	—	—	
12)原簿の謄本交付(閲覧)を請求 するとき		—	—	謄本交付(閲覧)請求書 (第七号様式)		—	—	—	450円	
13)業務経歴証明書を請求するとき		運転免許証	—	登録運転者業務経歴証明書 交付申請書 (第十号様式之二)		—	—	—	450円	
<p>※1. 上記の4)⑥)⑦)⑧)⑨)⑩)⑪)の場合は、直ちに(7日以内)必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。</p> <p>※2. 住民票の写しは、取得後3か月以内のものでコピーは不可 ○住民票の写しとは……市役所等で交付された本通</p> <p>※3. 写真は、6か月以内に写した5センチ角、無帽、無背景の顔写真(顔の大きさが3センチ以上)で、裏面に氏名、撮影年月日を記載してください。</p> <p>※4. 上記の運転経歴書の経歴は「申請前2年以内の当該単位地域における乗務日数」が必要です。(経歴が取れない場合は、有効な講習修了証) ○講習修了証とは……「法令」「安全」「接遇」「地理」の効果測定において、必要な正答率で判断基準を満たした場合に講習を修了したとして交付された修了証を いう。</p> <p>※5. 事業者は、運転者が退職又は行政処分(運転免許の40日以上停止及び失効含む)を受けたとき、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とと もに、直ちに(7日以内)返納しなければなりません。</p> <p>※6. 登録に関するお問合せは、登録課(TEL 06-6933-5615)をお願いします。</p>										